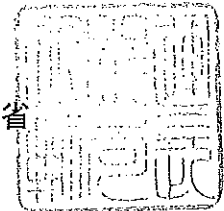




近運自二第814号の2
平成27年2月3日

神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会
会長 正司 健一 殿

近畿運輸局長 土屋 知省



特定地域の指定について

神戸市域交通圏については、「特定地域の指定等について（以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、別添のとおり指定基準（1.（6）を除く。）に適合しているため、御協議会において特定地域の指定を希望する場合には、平成27年6月末日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を報告していただきますようお願い致します。

また、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくよう併せてお願い致します。

なお、利用者の意向の把握等に関する方法については、追ってご連絡申し上げます。

(別添)

【神戸市域交通圏における指定基準への適合状況】

(1) 実働実車率の要件

(H13) 35.7% (H25) 30.3% (減少率) 15.2%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 49.4% (H25) 55.5% (収支差) 6.1% 以内

(3) 人口要件

神戸市 約154万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 101,973,998km (H25) 98,841,433km (増加率) ▲3.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 28,765円 (H25) 27,433円 (減少率) 4.6%

日車実車キロ (H13) 82.7km (H25) 69.4km (減少率) 16.1%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(神戸市域交通圏) 0.1884件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(神戸市域交通圏) 7.960件 (全国平均) 7.567件

特定地域指定における法的効果について

(国土交通大臣指定・運輸審議会諮問)

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年（延長原則1回）

※指定事由がなくなると認めるときは
指定期間に関わらず解除

特定地域協議会

独占禁止法の適用除外



事業者

事業者計画

全ての合意事業者が事業者計画の
認可を受けることが必須

(自主的な需要活性化策と供給削減措置を実施)

営業方法による削減の
勧告・命令

不合意事業者

国

準特定地域協議会の法的位置付けについて

タクシー適正化活性化法

地域と期間を限定

法第3条

特定地域

供給過剰

3年を超えない範囲で指定
※ただし延長は、原則1回のみ
※基準に該当しなくなれば解除

法第3条の2

準特定地域

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃

供給過剰のおそれ
3年を超えない範囲で指定
※基準に該当しなくなれば解除

道路運送法

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃

規制緩和を維持